

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 3 号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。